

業法所管課から

高知県

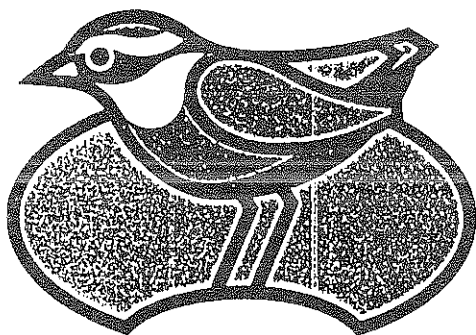
岩本博幸



昨年九月一日付けの異動により土木部建築住宅課宅建指導班長として宅建業法を担当することとなりました。高知県の業者数は七百余、一班長・一班員の二名で担当しており、三年の経験のあるベテラン担当も、宅地建物取引主任者の資格試験につづき、都道府県主管者協議会の幹事県会議、また毎日のようにある苦情、相談業務にと悪戦苦闘の日々であったことでしょう。ただ近々ある異動発表を期待し、宅建業法からおさらばを決め込んでいるとなりのベテラン担当の最近の素振りが少し気になることです。「RETIO」第8号が発刊されるころ、新天地で張り切って業務についているか、はたまた宅建業の免許審査の合間に苦笑しながら同誌に目を通していか結果はすぐにでます。

さて高知県でも他県と同じく様々な相談・苦情・通報等があり、その対応におわれる毎日であります。昭和六十二年度で苦情相談は

二四件指導処分等を要するもの三〇件その他一般相談・通報等が毎日のようにあります。この相談業務が気苦労の多い業務です。突然の来訪者、電話でけたたましく「あの不動産業者は、どんなことをしゅうか、おまんらア知っちゃうかよ。」「あそこの不動産屋は、けしからん。」と、そして最後には、必ず「指導監督をしゅう県が取り締められ。」とくる。新任の時は、「エー」「そのー。」で一方的に寄り切られ冷や汗の出っぱなしである。



国民休暇県・高知

こういった自分の言い分のみを主張する相談者は、経験的に言って宅建業者のみが不手際不正があることは少なく、相談者にも少な

からず無理な点がある場合が多く、その説明に苦慮する。しかし、消費者の無知に乗じての悪質な事例も多数あり、業者からの事情聴取、事務所での調査と二人三脚で頑張っております。当課では、日々の電話等での問合せや相談は全て、机に備え付けの宅建指導日誌に書きとめています。日誌と言っても大学ノートに走り書きをする程度ですが、後日の参考となり大変重宝しております。六十三年度は余り日誌が厚くならないよう願うしいです。ところで、海に山と自然の美しい高知県では国民休暇県高知を全国に向け宣言しております。

この国民休暇県とは全国の人々が明日への活力を養い心身をリフレッシュする場所として楽しんでいただけるような県土づくりを進めようとするもので、構想実現のため、企画部に国民休暇県局を設置し、各種イベント・事業を計画しております。

瀬戸大橋も開通しました。ぜひ国民休暇県高知で、ひとときは業務のことも忘れ楽しんでいただきたいと思います。

(高知県土木部建築住宅課宅地建物指導班長)